

今年度は、本会活動の原点に立ち返って今までの活動を見直し、清流を守る活動を行います。具体的には、広瀬川の魅力と課題について情報発信と継承を図り、公益法人として市民、他団体、行政との協働を基に、より良い川づくりに貢献します。今年は、広瀬川にアユが泳ぐ川づくりを重点活動とします。アユは日本の国魚として、古代から愛でられ、伊達政宗公も夏には川狩りをしてアユを好みました。昭和49年仙台市制定の「広瀬川の清流を守条例」にも広瀬川の環境保全を目的にアユが泳ぐ水質基準を設けています。しかし近年、夏の風物詩であった広瀬川のアユは激減し、釣り人の姿もめっきり少なくなりました。その主な原因には、流量を上回る取水によって起こる流量減少の遡上障害です。現在の愛宕堰や下流の郡山堰に設置されている魚道では遡上が困難です。次に、繁殖したカワウの食害、汚水、ごみ流下があります。今後の適正な流水機能の維持と広瀬川の健全化の検証と対策が待たれます。河川法の目的には、河川が適正に利用され、流水の正常な機能の維持を河川管理することと定めています。広瀬川の検証活動とともに、次代に繋ぐ川づくり提言をしていきたいと思いをします。

記

1. 河川清掃

会員並びに一般市民と一緒に広瀬川の清掃活動を行い、河川環境保全と交流を目的とします。合わせて、広瀬川を水面から見て語り、ルールを守りながら川の魅力を創出します。

(実施日) 毎月第2土曜日 午前10時～12時（1月、2月休会、並びに荒天時は中止）

(会場) 広瀬橋を中心に上流郡山堰～JR東北線鉄橋まで

(活動) 清掃並びに除草

(関係行政) 宮城県「スマイルリバー・プログラム」（宮城県仙台土木事務所・仙台市・本団体）
国交省仙台河川国道事務所管理区間 河川清掃・「河川協力団体指定」活動

(参加者) 会員並びに一般市民

2. ホタル支援活動

ホタルを指標とする「水辺環境保全」について地域で取り組みを支援します。

- (1) ホタル飼育水槽提供
- (2) 環境学習支援
- (3) ホタルの里づくり支援
- (4) ホタル飼育小屋の撤去を国交省へ要望

(場所) 仙台市太白区長町1丁目8-34地先

(郡山堀ホタル飼育小屋)

(理由) 灌漑期以外に流水がなくホタル飼育が困難。また飼育継承者がいないため。



3. イベント

広瀬川の自然、歴史、文化を体験するイベントを通じた啓発活動を継続実施します。

- (1) 伊達家十八代当主主催「広瀬川でアユと酒を愛でる会」(支援)
開催日：7月3日(日)(大手町)
- (2) 第16回「政宗さんの川狩り」(八本松じゃぶじゃぶ池)
開催日：8月27日(土)10時～12時
- (3) 第2回「政宗さんの川狩り 秋の陣」(八本松じゃぶじゃぶ池)
開催日：11月3日(木)10時～午後3時

4. 環境学習(生涯学習・学校、企業)

定期清掃時に、会員と市民と広瀬川の環境保全と啓発を行います。

- (1) 河川清掃、初歩き・広瀬川の環境学習
テーマ「ごみ」・「川の生物観察」・「河川環境」・「河川整備」・「河川管理」など
- (2) 小学校等、企業、団体からの要請による出前講座

5. 広瀬川何でも相談室

広瀬川の管理、担当所管が複雑であることから、市民の広瀬川に関する質問、意見に対し一元的に回答する相談室を運営する。

- (1) 広瀬川に関する質問、苦情、相談、意見に対し、ワンストップで回答する
- (2) 必要に応じ関係行政を紹介、または行政に通知する
- (3) 必要に応じ関係行政ないし団体と協議の上で改善を図る

6. 調査研究・情報発信

- (1) 広瀬川の環境保全に関する調査研究・提言
 - ① 広瀬川の治水、利水、環境
 - ② 広瀬川の河川管理
 - ③ 河川整備と管理
- (2) 河川管理評価
 - ① 河川整備
 - ② 河川管理
 - ③ 情報公開
- (3) 広瀬川の利活用
 - ① 癒し空間の利活用
 - ② 環境防災の利活用

7. 提言

- (1) 行政対する河川管理と街づくりに関する必要な提言
- (2) 提言・発信
- (3) シンポジウム開催